



- 町のニュース
- なはりの郷通信
- 議会だより Vol.176
- お知らせ
- ヘルスメイト ほか



人口 / 3,076 人

男 / 1,440 人 女 / 1,636 人 世帯数 / 1,676 戸

令和3年7月31日現在



1年生との交流会 「久しぶりに会えてうれしかった」

6月25日(金)に年長・年中組が参加し、1年生との交流会をしました。大きくなった1年生を見て、初めは緊張している様子でしたが、1年生が優しく声をかけてくれたことで久しぶりに会えたことを喜びながら遊びに参加している姿が見られました。年中組には馬吹き、年長組には紙皿ブーメランの作り方や遊び方を、1年生が優しく教えてくれていました。



防犯教室 「警察の人と約束したよ」

7月2日(金)に安芸警察署の方と奈半利町の駐在所の方に来ていただき、防犯教室を行いました。「知らない人には、ついていけない」「のらない」「おおごえでさげぶ」「すぐにげる」「しらせる」。いかのおすしを警察の方と約束をしました。



七夕集会 「願いごと叶うかな!？」



7月7日(水)に七夕集会を行いました。七夕の由来やお友達の願い事を聞いたりしました。その後には、お供え物もしてみんなで願い事が叶うようにお祈りしました。



アラン先生お別れ会 英語で遊ぼう 「アラン先生 ありがとうございました」

7月14日(水)にアラン先生とお別れ会を行いました。毎週水曜日に年長・年中組が「英語で遊ぼう」ということで、ゲームなどの遊びを通じて英語に親しみをもつようになってきました。アラン先生には2年間お世話になり、今までの感謝の気持ちを込めて、似顔絵のプレゼントをしました。その後、アラン先生と一緒によさこい踊りを踊って楽しみました。



お祭りごっこ 「みんなでお祭り楽しかったよ！」

7月20日(火)にお祭りごっこを行いました。年長・年中・年少組でグループをつくり、それぞれのグループで輪投げやくじ引きなど順番に回って遊びました。



お魚との触れ合い体験 「お魚つかめたよ〜！」

8月3日(火)に、奈半利町淡水漁協の協力のもと、お魚との触れ合い体験(魚のつかみどり)を行いました。プールに魚が入ると、喜び子どもや戸惑っている子どももいましたが、慣れてくると一生懸命に両手でつかんだりしている姿が見られ楽しそうでした。後日、おいしく食べたことを子どもたちがうれしそうに話していました。



乳児部の遊び 「プール遊び楽しいな」

乳児部の子どもたちもワニ泳ぎができるようになったことがうれしく何度も見せてくれました。



表彰状が贈られました

令和3年7月30日、多年にわたり奈半利港ふるさと海岸において、清掃奉仕活動を通じて、海をきれいにするために貢献されたみなと未来会議さまに、四国地方整備局長より表彰状が贈られました。



なはりの郷通信

いちじくの収穫が大詰め!

～なはりの特産品を残すために～



奈半利町は以前からいちじくが特産品として有名ですが、近年は生産者の高齢化等に伴い、生産量が減少していました。なはりの郷では借り上げた不耕地を再度開墾し、4年前からいちじくを栽培しています。

果実が大きく、甘いのが特徴でシーズン中は高知市内からわざわざ物産館に買いに来る人がいるほど人気があります。一方で果実は傷みやすく、日持ちがしないのが欠点ですが、梱包資材にこだわることで果実での発送が可能となり、通販サイトで販売も行っております。

通常ならば10月末頃までは奈半利駅1階の物産館いちじくでも販売しておりますので、ぜひ一度なはりのいちじくを食べてみてください。

TEL0887-32-1288
TEL0887-30-1816

お問い合わせ先

いちじく販売：物産館いちじく
農作業受託：なはりの郷事務局



令和3年度奈半利町地域振興券取扱事業者一覧

※令和3年8月20日時点

飲食店	居酒屋きぬちゃん	イタリア食堂トンノ	喫茶 メナド
	喫茶 ホワイト	小僧寿し奈半利店	酒菜食堂 笑福
	寿司・割烹 長門	ドライブインなぎさ	豚 福 亭
	奈半利のおかって	西山料理店	農家食堂まえまき
	呑喰処 えん	葉牡丹	ベーカリーカフェ パンセ
	ほっかほっか亭奈半利店	ホテルなはり	みなと食堂sato
	みやお珈琲	楽園	喰いものや 合
	気ままsweets甘音		
スナック	スナック絵梨花	スナック フルティーズ	スナック まや
	スナック みゆき	スナック 李奈	ラ・スール
	スナック 彩	スナック ひなた	
各種小売業等	タバコ	小松たばこ店	竹崎商店
	薬	元氣堂調剤薬局なはり店	東山薬局
	電気	株式会社みなみ	有限会社パルテショウエイ
	食品	おかもと酒店	ショップヨシダ
		ふくちゃん青果	物産館 いちじく
		ローソン奈半利町店	若松屋
	専門店	高知新聞奈半利販売所	野村家具店
		メガネハウスやまなか	めっせーじ
	石油ガス	能勢石油店	松岡ガス店
	金物他	コーナンホームストック奈半利店	下村金物店
美容	A K E M I 美容室	beborn美容室	デルコ美容室
	ビューティーサロンまつむら	美容室A S H	
理容	ヒラシマヘヤーサロン	細川の散髪屋	わか理容店
	天野理容室	松岡理容店	
その他	大寺畳店	クリーニングトクヒサ マルナカ奈半利店	ゲストハウスよろずや
	合同会社 ねこのて	JA中芸営農センター奈半利事業所	真澄電気工事店
	松村海産	ももの木接骨院	有限会社 つばめハイヤー
	海浜センター		

法律相談

- ◆と き 10月21日(木)13時～15時
- ◆と ころ 奈半利町福祉センター
*相談無料 1人30分で予約制(事前予約が必要です)
- ◆相談受付 安芸ひまわり基金法律事務所 電話 35-8200

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「本人確認書類」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

申請は
お早めに!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



本人確認書類 になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



上限5,000円分の マイナポイントがもらえる!

2020年9月から実施中!

キャッシュレス決済で使えるポイント付与!

詳しくはこちら▶



健康保険証 として使える!

対応する医療機関・薬局は
順次拡大!
ピッとかざすだけでOK!

詳しくはこちら▶



スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・お薬や医療費の情報が確認できるようになる。



マイナンバー制度・マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法ははこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



内閣府



総務省



厚生労働省

●令和3年 第2回定例会（6月）

6月定例会は、6月16日に開会し、町長からの行政報告の後、報告3件、条例案件4件、諮問案件3件、予算案件1件、その他の案件3件の各案件を原案どおり承認・可決し、18日に閉会した。一般質問は3人が登壇し、旧加領郷小学校の利活用、六本松地区の津波避難、^{ただ}住み替えの完了した町営住宅の撤去などについて執行部の考えを質した。

議会だより

VOL.176

主な行政報告（要旨）

○令和2年度一般会計及び特別会計の決算見込みについて

令和2年度の一般会計及び特別会計の収支の状況は、5月31日の出納閉鎖後、計数の整理をした結果、一般会計では、歳入総額36億1、455万円、歳出総額35億1、879万円で、翌年度に繰り越すべき財源6、271万円を差し引き、実質収支額は3、304万円となる見込みである。

簡易水道事業特別会計では、歳入総額1億4、432万円、歳出総額1億4、397万円で、翌年度に繰り越すべき財源13万円を差し引き、実質収支額は21万円、また漁業集落排水事業特

別会計では、歳入総額1、362万円、歳出総額1、069万円で、翌年度に繰り越すべき財源3万を差し引き、実質収支額は290万となる見込みである。

国民健康保険事業特別会計では、歳入総額5億607万円、歳出総額5億86万円で、実質収支額は521万円、また後期高齢者医療特別会計では、歳入総額6、063万円、歳出総額6、037万円で、実質収支額は25万円となる見込みである。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止策及び対策事業について

（1）新型コロナウイルスワクチン予防接種について
新型コロナウイルス感染症へ

の感染や発症した際の重症化を防ぎ、ウイルスのまん延防止を図るため、現在、ワクチン接種を実施している。

奈半利町では、5月8日に保健センターでの集団接種が開始となり、医療機関での個別接種と集団接種の両方で高齢者の接種を進めている。

令和3年6月4日現在の接種状況は、奈半利町の高齢者1、468人のうち、634人（43・2％）の方が接種を受けている。今後も、中芸広域連合と連携をしながら、順次ワクチン接種を進めていく。



（2）「奈半利町子育て世帯生活支援単独給付金」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国

による支援として、ひとり親世帯や低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金が支給される。

当町では国の給付金と併せて、町独自の子育て世帯への給付金支給を計画している。

この単独給付金は、子育て世帯の負担に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による損害を見舞つ観点から、所得制限を設けず、町内に住所を有する18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）を養育する世帯に、児童1人に対して3万円を支給するもので、住所要件は、令和3年7月1日を基準日として、令和4年2月28日までの間に出生した新生児も対象とする。7月には対象世帯に申請書を発送し、順次、支給できるよう、準備を進めていく。

（3）「地域振興券」の追加交付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷する地域経済対策として、「地域振興券」の追加交付を計画した。

これは、住民の生活支援及び町内の事業者支援を兼ねるもの

で、6月1日を基準日として奈半利町に住民登録のある方を対象に「地域振興券」2万円を交付し、8月からの利用開始を目途に準備を進めていく。

○物産館いちじく(なはり駅舎)リニューアル記念イベントについて

去る5月1日、「なはりの郷」主催による「物産館いちじく」リニューアル記念イベント、「ひがしのおやつカフェ」を開催した。



このイベントは、「物産館いちじく」の2階部分や店舗前を改装し、イートインスペースを設けたことを記念に企画したイベントで、町内から「甘音」、「トンノ」、「ソนมマレックコーヒー」などをはじめ、中芸地区以東の洋菓子店やコーヒースョップを中心に出席していた

だき、それぞれ自慢のスイーツやコーヒーなどを販売、改装した飲食スペースで味わっていた

だいたものである。

イベント当日は、悪天候に見舞われ、開催が心配されたが県内外からの家族連れや旅行者など若年層を中心とした約500人の来訪者の中、盛大に記念イベントを行うことができた。

今後町内の特産品を中心としたPRイベントなどを企画、発信し、地域の活性化に努めてまいりたいと考えている。

○奈半利町米ヶ岡地区集落維持・活性化事業について

本事業は、米ヶ岡地区の住民主導のもと地区の活性化を目的に、小学生までの子どもがいる家族を対象として、自然豊かな米ヶ岡地区での米作り、野菜作り体験をしていただくことで「農業」や「食」の大切さ、「自然を守る」ことの大切さを再認識してもらうため開催しているもので、今年で8年目を迎えた。

去る5月23日に開催した今年の催しには、子ども6人を含む5家族11人に参加をいただき、田植え体験、田んぼの生き物観察会などを通じて、米ヶ岡地区住民との交流や豊かな自然の中で日常では味わえない時間を楽しんでいた。

今後も新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底し、当町の豊かな自然と安全でおいしい食材などを提供できる体験型イベントにより、当町の魅力をPRすることで交流人口の拡大、集落活性化を図っていく。

○町営工事について

(1) 公共土木事業について

社会資本整備総合交付金事業による、町道須川久礼岩線改良工事(西分工区1-4)、町道妙見西線改良工事、平松橋架替工事は令和3年3月末に工事完成となっている。

令和3年3月に工事発注をした町道大原西ノ平線改良工事(1工区1-7)、町道妙見西線改良工事1-2は令和3年9月の工事完成を目指し、現在施工中である。

道路改良工事を通して、防災対策を行い、安全で快適な住環境の形成及び災害に強いまちづくりを引き続き推進していく。

(2) 農業事業について

中山間地域所得向上支援事業による久礼岩水路改修工事、平農道改良工事、西ノ平ウ工農道改良工事は令和3年3月末に工事完成となっている。

今後も、インフラ整備を進め、農業の担い手確保及び支援を促進していく。

(3) 水道事業について

令和2年8月に工事発注し、施工していた、加領地区六反地浄水場施設耐震補強工事は令和3年3月末に工事完成となっている。

大規模な地震が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するため、水道施設の耐震化を図り、ライフラインの確保に努めていく。

この他、中芸広域連合所管の消防・救急業務、介護保険業務、保健福祉業務、火葬場業務の取組状況について報告が行われた。

案件

◆報告

○令和2年度奈半利町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度一般会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しを行ったので、

地方自治法の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するもの。

繰越総額は、7億2、354万円、歳入の主なものは、国県支出金2億8、463万円、町債3億7、620万円であり、歳出の主なものは、総務費1億6、663万円、土木費4億1、067万円である。

○令和2年度奈半利町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度奈半利町簡易水道事業特別会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しを行ったので、地方自治法の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するもの。

繰越総額は、4、033万円で、歳入の主なものは、町債2、362万円、繰入金1、658万円であり、歳出は、衛生費4、033万円である。

○令和2年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度奈半利町漁業集落排水事業特別会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しを行ったので、地方自治法の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するもの。

繰越総額は、6、515万円で、歳入の主なものは、県支出金3、739万円、町債382万円、繰入金2、390万円であり、歳出は、漁業集落排水事業費6、515万円である。

◆諮問

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

人権擁護委員の候補者として3氏が推薦、議会の意見を求める議案が提出され、3氏とも適任とされた。

・奈半利町乙

田所 大池 氏

昭和24年8月27日生

・奈半利町乙

濱中 芳久 氏

昭和26年2月20日生

・奈半利町乙

伊藤 智 氏

昭和29年6月28日生

(賛成者全員：適任)

◆条例

○奈半利町税条例の一部を改正する条例

令和2年度税制改正に伴い、税条例の一部を改正するもの。

主な改正点は、個人の町民税における扶養親族の範囲の見直し及びセルフメディケーション税制の見直し等に関する改正を行うもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、

本条例において引用している条項が繰り下げられることとなるため、この条ずれを解消するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町手数料条例の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、再交付にかかる手数料についても同機構が設定することとなることから、当町における個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するもの。

(賛成者多数：可決)

○奈半利町漁業用給油施設の設置及び管理条例を廃止する条例

奈半利町漁業用給油施設の設置及び管理条例(昭和53年奈半利町条例第1号)の廃止をするもの。

(賛成者全員：可決)

◆指定管理

○大原・西ノ平地区生活改善センターの指定管理者の指定について

大原・西ノ平地区生活改善センターの指定管理者について、大原・西ノ平農業改善組合に、指定しようとするもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利町農業共同作業所及び農機具保管倉庫の指定管理者の指定について

奈半利町農業共同作業所及び農機具保管倉庫の指定管理者について、高知県農業協同組合に、指定しようとするもの。

(賛成者全員：可決)

○奈半利港内に設置されている奈半利町漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

奈半利港内に設置されている奈半利町漁業共同利用施設の指定管理者について、奈半利町漁業協同組合に、指定しようとするもの。

るもの。

(賛成者全員…可決)

◆予算

○令和3年度奈半利町一般会計 補正予算第2号

既定の歳入歳出予算の総額に、8、654万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3、455万円と定めるもの。

歳入の主なものは、国庫支出金7、363万円を追加するもので、歳出の主なものは、民生費1、363万円、商工費6、651万円を追加するもの。

(賛成者全員…可決)

委員会調査活動報告

それぞれの委員会の調査事件の所管担当課より、調査事件に係る資料の提出及び経過・状況等についての説明、報告を受け、現地等の視察、協議を行った。

総務民生・地域振興 合同常任委員会

(3月25日)

○職員不祥事の再発防止策について

地方創生課で作成中である職員不祥事の再発防止策の調査を行った。人事考課制度については制度が形骸化しないよう運用し、その結果を人事に反映することなどを協議した。また、人事異動の考え方について調査を行った。

○給食センターについて

給食調理業務の外部委託について調査を行った。外部委託した場合も現在雇用中の会計年度任用職員等の雇用を確保するよう要請をした。また、保護者に対するアンケートを実施しているが、その集計結果も踏まえて、再度協議することとした。
※会計年度任用職員とは臨時職員のこと。令和2年度から職名等が変更された。

総務民生・地域振興 合同常任委員会

(4月28日)

○給食センターについて

給食センターの調理業務委託についての調査を行った。現在雇用中の職員の賃金や労働条件が現在と同等以上になるよう要

請を行った。また、食材購入や献立作成など子どもの健康や食育に関する部分を委託しないことの確認を行った。

○奈半利町不妊治療費等助成事業について

新規に実施する不妊治療費等助成事業要綱の調査を行った。令和3年度から国の制度が拡充されることに合わせて、新規事業として実施するものであり、事業概要の説明を受け、協議を行った。少子化は当町にとつても重要な課題でもあるので、助成額を増額できないか再検討するよう要請を行った。

地域振興合同常任委員会

(4月22日)

○特産品加工場について

現在利用者のいない加領郷「魚舎」の利用者募集要領などについて調査を行った。利用を希望する者には、施設の設置目的を十分に説明し、適切な利用

をしていただくこと、また、利用料については減免措置などを取り入れるなど柔軟な施設運営をするよう、要請を行った。

○工事進捗状況について

地域振興課所管工事の進捗について調査を行った。所有者不明の用地取得について協議を行ったのち、横町の水道工事を視察した。



広報編集特別委員会

(4月15日)

議会広報研修会について

令和3年5月広報（議会だより）の編集・校正を行った。

議会運営委員会

(6月10日)

令和3年第2回議会定例会の会期について、委員会を開催した。

本定例会に付議される案件は、報告3件、諮問案件3件、条例案件4件、指定管理3件、予算案件1件、そして一般質問の通告が3件であり、これらの審議を行ったための会期を16日から18日までの3日間と定めた。

【表決の状況】

賛成○、反対×

議 案	寺村真吾	安岡健	岩内博	小笠原良	森岡昌敏	安岡規雄	木下清	大西洋三	山中茂	結 果
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
奈半利町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
漁業用給油施設の設置及び管理条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
大原・西ノ平地区生活改善センターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
農業共同作業所及び農機具保管倉庫の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
港内に設置されている漁業共同利用施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和3年度奈半利町一般会計補正予算第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※ 議長は表決をしないことになっています。

議会を傍聴してみませんか！

どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりできます。ぜひ傍聴に足をお運びください。

場所は、役場3階です

詳しくは、議会事務局：

☎ 38-8183まで



旧加領郷小学校の利活用はどうする？

地域住民との懇談会の場や
検討委員会で協議していく／大西教育次長



質一般
問

こうはどうする

旧加領郷小学校について 今後の方針は

問 廃校となって2年が来ようとしているが、加領郷小学校の校舎及び敷地、運動場などの利活用について、どのような考え方で進めていくのか。たとえば企業・工場などが借りたい、買収したいなどの申し出があった場合、協議することは可能なのか。また、旧小学校は前には土佐湾、漁港、山には琵琶が滝という名所もあり、景観も良く、特別養護老人ホームに良いとの話も出ているが、そういった転用も可能なのか。

校舎は築35年、40年たっていると思うが、年間の維持管理や修繕費はどれくらいかかっているのか。

奈半利町の5年後のありたい姿を現した第6次総合計画には、米ヶ岡生活体験学校での宿泊や自然体験などをあげているが、加領郷小学校もそういったことをプログラムにあげてみてはどうかと思う。

う。利活用についての話し合いなども十分にできていないと思うが、アンケート調査や住民懇談会等は何回実施したのか。また、そのアンケート調査を元にして話し合い等はしているのか。今度はどういうような進め方をするのかお聞かせ願いたい。

地域住民との懇談会の場や 検討委員会で協議していく

答 大西教育次長

旧加領郷小学校の施設の利活用に向けた取り組みについては、昨年の12月4日に加領郷小学校施設跡地活用検討委員会組織の立ち上げと同時に検討委員会を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響から継続した協議ができていない。しかしながら、早急な取り組みに努めることが重要な課題であると認識しており、今年度は検討委員会での取り組み方法等の充実に向けて、業務委託の発注準備を進めているところである。

検討委員会においては、施設の有効な活用の方角性を見いだすため、地域の意向等を十分にくみ取るための地域住民との懇談会やワークショップの開催、廃校施設

利活用事例の調査等も含めて、慎重に協議・検討を重ねながら、あらゆる方向から加領郷地区及び奈半利町にとっても効果的で有効的な活用につなげることができるように取り組んでまいりたいと考えている。

議員からのご質問にある活用事業についても、施設活用の方角性として、地域住民との懇談会の場や検討委員会で図っていきたいと考えている。



維持管理経費については、令和2年度は合計で約74万2千円、内訳は、光熱水費66万1千円、そのうち電気料は59万9千円、水道料は6万2千円、AED設置の賃借料が6万2千円、その他プールの浄化装置の保守点検料及びNHK放送受信料が2万5千円となっている。

なお、電気料金については、教室に整備しているエアコン用電源の低圧電力契約による金額が含まれているが、災害時等での避難生活に備えて契約は解除していない。本年度も同様に、光熱水費での電気料が主な経費になると思われるが、低圧電力の基本料金を削減するため、使用していないエアコン用電源ブレーカー等のスイッチを閉じるなど、経費節減にも努めている。また、施設は災害時の避難場所として指定されているため防災施設としての安全性や機能の確保も含め、今後も適切に維持管理に努めていきたいと考えている。

耐震問題により住み替えになった 町営住宅を撤去する考えはないか？

撤去に向け、早急に取り組んでいく/寺村住民福祉課長



耐震問題により住み替えになった町営住宅。著しく老朽化が進み非常に危険であるが、撤去すべきでは？

問 平成27年に耐震基準を満たしていない町営住宅の住民に対して住み替えをすべきではという内容を一般質問で取り上げさせていた。その後、奈半利町の理解を得て実行していただき、令和2年11月に対象者全員の住み替えが終了した。執行部の皆様には町民の生命と財産を守るといふ観点より実行された政策であったと心より感謝している。

しかしながら現在では新たな問題も発生している。

住み替えにより空き家となったことから「東浜団地」「生木団地」の老朽化が進み廃墟のような状況になっており、夏には草が生え、虫等が多くなり、冬には生え茂った草が枯れ、火災の心配もある。

昨年においては、台風の影響もありアンテナ等が飛ばされ近隣の民家等に被害が及びそうな事態も発生している。

このような状況を踏まえると、防災・防犯は基より非常に景観も悪い。この空き家となった町営住宅を早急に撤去すべきと考えるが、執行部の見解を伺う。

撤去に向け、早急に取り組む

答 寺村住民福祉課長

東浜団地と生木団地は昭和53・54年に建設して以降、約40年間、



地域の居住の安定に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、老朽化に加え、耐震性に劣ることもあり、平成27年からは募集を行わず、空き団地の確保が出来次第、入居者の住み替えを勧めてきた。その結果、生木団地は令和元年5月、東浜団地は昨年11月末に住み替えが完了した。

しかしながら議員ご指摘のように、現状のままでは防犯面や景観上など、様々なリスクが考えられる。町としては、国の助成制度（社会資本整備総合交付金事業）を活用して、撤去（団地の解体）に向け、早急に取り組んでいくので、ご理解をいただきたい。

跡地利用は議会とも協議していく

答 竹崎町長

現段階では課長が答弁した2団地を除却するという方向性で進めていくが、跡地の利用については現段階では具体的なことは決まってははいない。また、方向性も見いだせていない状況である。この跡地については、今後、議員の皆様とも協議しながら進めていきたいと考えている。

奈半利川に早急な ハザードマップの作成を

高知県が令和3年度の公表を予定している／井上総務課長



奈半利川に早急な ハザードマップの作成を

問 ハザードマップに基づき、住民に危険箇所を周知して避難訓練を実施することで災害発生時に住民に迅速的確に避難させると同時に、二次災害を防ぐ目的がハザードマップにある。その重要性は全国の住民の皆さん、自治体の皆さんも認識されていることとなっている。

奈半利川の上流、魚梁瀬地区は、年間降雨量は日本でもトップクラスである。奈半利川は台風・集中豪雨で、防災上いつも危険な状況が発生している。最近、全国で河川が決壊して大災害が発生している。

住民の命と財産を守るため、監視カメラの設置とあわせ、早急にハザードマップ作成するよう県に強く働きかける考えは。

高知県が令和3年度の 公表を予定している

答 井上総務課長

洪水ハザードマップの作成については、国及び県が水防法に基づき洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表すること

としている。

高知県には、「伊尾木川」など、水位周知河川以外でも県が洪水浸水想定図を公表したものが現在6河川あり、指定河川以外の河川についても、作成が進んでいる状況である。

そういった中で、県の方でも、管理する一級・二級河川流域を対象として、現状や課題を整理して、実施する減災対策を取りまとめるべく、土木事務所管内ごとに、豪雨に強い地域づくり推進会議を設置しており、当町も会議の構成員として、機会を捉えて奈半利川の洪水浸水想定区域図の作成を強く要望してきたところである。

現在の県の動向について確認をしたところ、本年7月以降には奈半利川の洪水浸水想定区域図についても検討を進め、令和3年度内の公表を予定しているとの回答を得たので、ご理解を願いたい。

河川監視カメラについては、現在奈半利川では、県が野友橋に設置しているものがある。

ご質問の、新たな河川カメラの配置についても、「豪雨に強い地域づくり推進協議会議」等を通じ、水防上必要となる箇所への導入を要望していく。

六本松に避難タワー建設を

問 六本松は、人口は減少したとはいえ、今なお多くの高齢者、身体の不自由な方が生活されてい

る。台風や津波のことを考えると不安を抱えての生活である。

六本松に県森連野木場もあり、津波で浸水が起これば、材木が家屋を押しつぶすのではないかと、人間も危険だと心配されている方がたくさんおられる。その上、六本松は土砂災害警戒等のマップを見れば危険区域となっている。それだけに住民の皆さんは齊藤町長の時に避難タワーを建設していただきたいと要望した経過もある。願いはかなわなかった。

その後、六本松の海岸には海辺の自然学校が建設され、10数年たった。利用者は一般修学旅行も努力が実り、増え続けている。ちびっこトライアスロンは参加者も2018年、10周年記念大会が開かれ、参加者は子ども、親、大会スタッフを含めると、500人の参加で盛大に行われ、大成功に終わっている。

その後、令和3年3月1日に奈半利町観光基本計画が発表された。内容を見てみると令和3年、令和4年、令和5年、ふるさと海岸全体の活用及び整備ということとで東屋建設、キャンプ場の設置、電動スクーターバイク等の導入、ライトアップ等含む取り組み方針が示されている。基本計画で六本松海岸を重要な位置としている。交流人口が増え、六本松の高齢者が多いことを考えると、また子どもたちや地域住民の安全を確保する為、六本松には避難タワーの建

設が必要と考える。見解は。

安全な避難行動ができる環境の 整備について検討していきたい

答 井上総務課長

奈半利町では、高知県による南海トラフ最大クラスの地震による津波予測結果により作成した津波浸水予想図を基に津波避難計画を策定している。その中で、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が困難な地域を避難困難地域として設定している。

六本松地区の立地条件として、海岸部から地盤の高い場所までの距離が比較的に短いことや、避難行動が取れなくなるといわれる浸水深30cmの津波到達時間が20分から60分と予測されているなど、避難時間がある程度確保できることが想定される状況から、避難困難地域でない地域として、当地区高台部分を一時避難場所に指定している。

避難場所や避難路の安全確保は、南海トラフ地震対策の中でも重要な課題であり、改めて当地区高台の避難場所の状況を確認し、安全な避難行動ができる環境の整備について検討していきたい。また、海浜センターの利用者など地域外からの来訪者への対策として、土地勘のない方でも迷わず避難できるよう、地震が発生した場合の避難場所の周知や避難経路の明示などについても、検討していきたい。

40歳～74歳の奈半利町国保に加入の皆さまへ

特定健診・がん検診を 受診しましょう

あなたは毎年、特定健康診査（特定健診）を受けていますか。

健診の目的は、からだの異常を早期発見し早期治療すること、体の状態を知って健康のために自分ができるところを行い、次の健診でその成果を確認することです。今回異常がなかったとしても、1年後には病気の芽が育っているかもしれませんので、定期的に健診を受診しましょう。

現在、健診を受診されていない国保の対象者の方には受診券を送付しています。この機会に、ぜひ健診を受診して、いつまでも健康で、生き生きとした生活を送りましょう。

▼対象者

・奈半利町国民健康保険（国保）に加入している40～74歳の人
※本年度中に40歳に到達する人（昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれの人）も対象となります。

▼受診できるところ

■ 集団健診 ■

◆ 健診日

11月28日（日） ※午前のみ

◆ 健診場所

奈半利町保健センター

◆ 中芸5力町村どこの健診会場でも受診できますので、健康カレンダーをご確認ください。

※事前に申し込みをお願いします。

■ 個別健診 ■

◆ 健診日

希望する時期に受診できます。

◆ 健診場所

県内の登録医療機関で受診できます。
※医療機関での受診に際しては、予約等が必要な場合があります。

◆ 持ち物

①保険証 ②受診券

● 特定健診実施について

8月2日・3日に奈半利町保健センターにおいて特定健診が行われました。受診者は2日あわせて208人と多くの方に受診していただきました。

次回の集団健診は11月28日（日）です。まだ受診していない方は受診をし、自分の健康状態を把握しましょう。



★ より多くの人に 健診を受けていただくために

特定健診を申し込みされていない人を対象に、電話や訪問によるご案内をさせていただきます。

★ 75歳以上の人へ

対象者の方へ、水色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内が届きます。

★ 国保以外の保険に 加入している人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務づけられています。受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

★ 隔年受診者の方へ

今年度は隔年受診者（毎年健診を受診していない方）に対して、町の委託する業者（ジェイエムシー株式会社）が、受診意向などについて聞き取りのために訪問させていただく場合があります。

お申し込み・お問い合わせ先

奈半利町役場住民福祉課

☎（38） 8181
☎（38） 4012

健やか犬
健（ケン）犬（ケン）



健康づくり声かけ隊長
古江掛増代

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳以上 65 歳未満」の 5 年間（納付月数 480 月まで）、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度 Q & A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. 次の①～⑤のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方
- ④ 厚生年金保険に加入していない方
- ⑤ 日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在する方ではない方

上記のほか

- ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. ● 65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。詳しくは、左面をご覧ください。

● 万が一の際にも備えられます。

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

● 長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

65 歳から年金を受け取った場合、75.2 歳[※]で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

詳しくは、左面の「年金増加額の例」をご覧ください。

※ 5 年間保険料を納付した場合で算出。

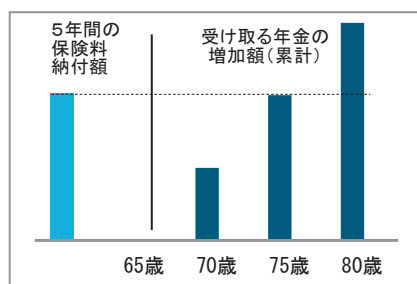
● 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

左面へ続く

年金増加額の例

5年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。
(令和3年度の保険料額、年金額で計算しています。)

- 5年間の保険料納付額（総額）……996,600 円
- 65歳から受け取る年金の増加額
 - ・ 70歳……約 488,000 円（5年間の総額）
 - ・ 75歳……約 976,000 円（10年間の総額）
 - ・ 80歳……約 1,464,000 円（15年間の総額）



Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

A. 国民年金の保険料は、月額 16,610 円（令和3年度）です。

保険料の納付方法は口座振替になります。

また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

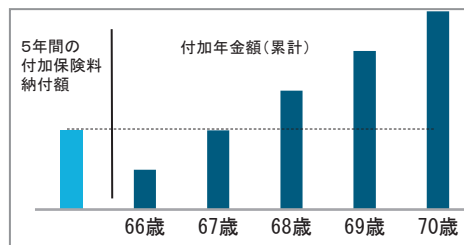
付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200 円」で計算します。

- 60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合
 - ・ 5年間の付加保険料納付額（総額）… 24,000 円（60月 × 400 円）
 - ・ 付加年金額（年額）…………… 12,000 円（60月 × 200 円）

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※令和3年度の保険料額、年金額で計算しています。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。
詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。



Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

A. ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 預貯金等通帳、印かん（金融機関届出印）

なお、加入日は申出を行った日です。

ご不明な点は、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1
奈半利町役場 住民福祉課 国民年金担当
TEL 0887-38-4012

国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表

(令和3年度ベース)

(単位：円)

加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)
1	16,610	1,627	21	348,810	34,164	41	681,010	66,702
2	33,220	3,254	22	365,420	35,791	42	697,620	68,329
3	49,830	4,881	23	382,030	37,418	43	714,230	69,956
4	66,440	6,508	24	398,640	39,045	44	730,840	71,583
5	83,050	8,134	25	415,250	40,672	45	747,450	73,209
6	99,660	9,761	26	431,860	42,299	46	764,060	74,836
7	116,270	11,388	27	448,470	43,926	47	780,670	76,463
8	132,880	13,015	28	465,080	45,553	48	797,280	78,090
9	149,490	14,642	29	481,690	47,179	49	813,890	79,717
10	166,100	16,269	30	498,300	48,806	50	830,500	81,344
11	182,710	17,896	31	514,910	50,433	51	847,110	82,971
12	199,320	19,523	32	531,520	52,060	52	863,720	84,598
13	215,930	21,149	33	548,130	53,687	53	880,330	86,224
14	232,540	22,776	34	564,740	55,314	54	896,940	87,851
15	249,150	24,403	35	581,350	56,941	55	913,550	89,478
16	265,760	26,030	36	597,960	58,568	56	930,160	91,105
17	282,370	27,657	37	614,570	60,194	57	946,770	92,732
18	298,980	29,284	38	631,180	61,821	58	963,380	94,359
19	315,590	30,911	39	647,790	63,448	59	979,990	95,986
20	332,200	32,538	40	664,400	65,075	60	996,600	97,613

(注1)：保険料は、16,610円（令和3年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出しています。
 なお、保険料は毎年度変更される予定ですが、この表ではその変更分を見込んでいません。
 ご注意ください。

(注2)：年金増加額は、令和3年度の老齢基礎年金額780,900円に任意加入月数を480月で割った数を乗じて算出しています。

※0.5円未満は切り捨て、0.5円以上は1円単位に切り上げています。

【例】任意加入月数が23月の場合

$$780,900 \text{ 円} \times (23 \text{ 月} \div 480 \text{ 月}) = 37,418.1 \text{ 円} \text{ (1円未満が0.5円未満なので切り捨て)} \\ = 37,418 \text{ 円}$$



跡継ぎはいないが、当社が廃業すると困るお客様がいる。お客様と従業員を引き受けてくれる先はないだろうか。



家族や従業員の中に後継者候補はいるが、正式に話ができている。どんな順序で進めれば良いだろうか。



廃業したら、金融機関からの借入をどう返済していけば良いだろうか。

このようなお悩みをお持ちの経営者の皆様、

事業承継支援の公的専門機関が 無料でご相談を承ります。

ぜひ一度、専門スタッフの視点をご活用下さい。

事業規模を問わず、法人経営者様や個人事業主様のベストな選択肢を、
無料・秘密厳守 で専門スタッフが一緒に考え、提案します

『高知県事業承継・引継ぎ支援センター』は、地域の雇用や産業を維持・拡大のため、事業承継を支援する公的な専門機関です。

親族承継の相談はもちろん、創業者や移住者への事業承継と店舗・設備の賃貸、域内の同業者や異業種進出を考える事業者への事業譲渡など、幅広い角度で事業承継のご提案をさせていただきます。

廃業を検討される前に、ぜひ一度、お気軽にご相談ください。

無料で相談できる事業承継の公的専門機関

高知県事業承継・引継ぎ支援センター

住所：〒780-0870高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター4階

電話：088-802-6002 FAX：088-802-6003 E-mail：kochi-center@abelia.ocn.ne.jp

※本センターは高知商工会議所が四国経済産業局から事業受託し、運営しています。

森林所有者の皆様へ 令和3年度 間伐や造林などに関する支援制度



施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

●造林事業（国庫補助等） 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈り、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生（除伐）	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	68%
	間伐（保育）	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～ 保育間伐D 31～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満	0.1ha以上／施行地			
	間伐（搬出）	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上／施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ 以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上			
	更新伐	31～90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新（天然更新を含む）				
環境林整備事業	間伐（保育）	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等（地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。） 72%（保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林）または県が定めた標準単価の36%（その他）	

●みどりの環境整備支援交付金（県補助）…造林事業への高上げ↑（造林事業と合計で概ね90%相当）

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	造林事業（森林環境保全直接支援事業（除伐））への高上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐（A・B・C・D）とする。	定額 37,000円/ha
間伐（保育）	11～35年生	造林事業（森林環境保全直接支援事業（保育間伐A））への高上げ		定額 41,000円/ha
	11～45年生	造林事業（森林環境保全直接支援事業（保育間伐B））への高上げ		定額 37,000円/ha
	31～45年生	造林事業（森林環境保全直接支援事業（保育間伐D））への高上げ		定額 27,000円/ha （林内整理ありの場合は39,000円）
	11～45年生	造林事業（環境林整備事業（保育間伐C））への高上げ		定額 28,000円/ha

●木材安定供給推進事業（国庫補助） 下表以外の作業種…資源高度利用型施業（一貫作業、鳥獣害防止施設等）、林業専用道（規格相当）、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐（搬出）	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上／施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。（除伐・保育間伐は除く） ③生産基盤強化区域内（除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準する区域）で実施すること	定額（間接費を含む） ・搬出材積：10m ³ 以上30m ³ /ha未満 171,000円～224,000円/ha以内 ・搬出材積：30m ³ 以上50m ³ /ha未満 233,000円～305,000円/ha以内 ・搬出材積：50m ³ 以上70m ³ /ha未満 358,000円～468,000円/ha以内 ・搬出材積：70m ³ 以上 476,000円～623,000円/ha以内
除伐	11～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰		25%		定額（間接費を含む） 151,000円～197,000円/ha以内
間伐（保育）	26～60年生					定額（間接費を含む） 141,000円～184,000円/ha以内

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業（自伐林家等を含む。）

●緊急間伐総合支援事業（県補助） 下表以外に路網整備（500～1,500円/㎡）など

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 (保育)	11～60年生	公益林保全整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林	定額 80,000円/ha
間伐 (搬出)	31～60年生	森林整備支援事業		30%	国庫補助の対象とならない森林 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額183,000円/ha
				20%		定額122,000円/ha

再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

●森林資源再生支援事業（県補助） 造林事業、木材安定供給推進事業への上乗せ（造林事業等と合計で概ね90%相当）、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）、下刈り（隔年）とする。	コンテナ苗による再造林等：県が定めた標準単価の27%以内（補助率68%の場合は合わせて95%） 上記以外の作業種：県が定めた標準単価の22%以内（補助率68%の場合は合わせて90%） ※再造林及び耕作放棄地への造林に限る
シカ被害防護施設	ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	
下刈り（隔年）		
再造林の推進（林地残材等搬出）	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材またはD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/㎡（チップ等端材）

上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等が異なります。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

■もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。

高知県 林業振興・環境部 木材増産推進課（造林・間伐担当） ☎088-821-4602

安芸林業事務所 ☎0887-34-1181

嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162

須崎林業事務所 ☎0889-42-2371

中央東林業事務所 ☎0887-53-0657

中央西林業事務所 ☎088-893-3612

幡多林業事務所 ☎0880-35-5977



環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまから預かりした森林環境税が活用されています。

林業大学校募集

高知県林業大学校の教育理念や特色を理解し、林業、木材産業、木造建築の各分野で、生涯にわたって活躍できる人材を日本全国から受け入れます。

★募集人員・日程

課程	選考区分		募集人員	募集日程
基礎課程	推薦		10名程度	(推薦試験) 申請期間：令和3年8月27日(金) ～9月27日(月) 選考日　：令和3年10月16日(土)
	一般	前期	10名程度	
		後期		
専攻課程	推薦		森林管理コース5名程度 林業技術コース5名程度 木造設計コース5名程度	(一般前期試験) 申請期間：令和3年10月18日(月) ～11月12日(金) 選考日　：令和3年11月27日(土) (一般後期試験) 申請期間：令和4年1月17日(月) ～2月4日(金) 選考日　：令和4年2月19日(土)
	一般	前期	森林管理コース5名程度 林業技術コース5名程度 木造設計コース5名程度	
		後期		

※後期試験は前期試験で合格者が募集人員に達した場合には実施しません。

★受験資格 令和4年4月1日時点で18歳以上の者 など

★研修期間 1年間

★研 修 料 年額130,680円(税込)

★各課程紹介

〔基礎課程〕

林業に携わる上で必要な森林・林業等に関する知識や技術を習得し、林業現場で即戦力として活躍することを目指す人

〔専攻課程〕

■森林管理コース

森林GISの活用や森林施業プラン書の作成など森林・林業等に関する専門的な知識や技術を習得し、林業経営の中核を担うことを目指す人

■林業技術コース

高性能林業機械のメンテナンスや架線集材、作業道開設などの効率的な作業システム等の知識や技術を習得し、林業技術のエキスパートを目指す人

■木造設計コース

木造の建築計画・設計のスキルをはじめ、森林や林業、木材の性質、木質構造、環境性能、インテリアデザインに至るまで幅広い知識や技術を習得し、木材の利用拡大を目指す人

★特 徴

最大165万円の給付金制度あり

チェーンソーや林業機械など現場実務で必要となる各種資格を取得可能

就職活動の一環として、インターンシップを実施

研修生1人1人に合わせた親身な就職支援 これまでの就職率99%以上

●申込み・お問い合わせ

〒782-0078 香美市土佐山田町大平80 高知県林業大学校

TEL:0887-52-0734 FAX:0887-52-0788

Mail:030208@ken.pref.kochi.lg.jp HP:https://kochi-forestry.ac.jp

田舎暮らし体験(民泊)受入家庭を募集しています!

奈半利町では、修学旅行生を対象とした田舎暮らし体験を受け入れる家庭を募集しています。豊かな自然と温かい人柄に触れることができる「田舎暮らし体験(民泊)」には、修学旅行生を中心に毎年多くの学校が本町を訪れています。



お知らせ

よくある質問

Q 田舎暮らし体験って何?

A 主に修学旅行生(2~5名)に「ありのまま」の生活をしてもらう体験です。日中は農作業などを体験し、食事を一緒に作り、味わい、さまざまな文化に触れ、家族との交流、ふれあいができることが田舎暮らし体験の最大の魅力です!!!

Q 農家じゃないですけどできますか?

A 子どもと触れ合うのが好きだ!地域を元気にしたい!家の手伝いをしてほしい!
このような思いをお持ちの方であれば、どなたでも受け入れていただくことが可能です!家の周りの散歩や料理を一緒にするだけでも、何気ない日常がすてきな体験となります。

Q ボランティアですか?

A 入終了後に体験料をお支払いします。

【例】1泊2日
約8,000円/1人

※あくまで目安です。

興味のある方はぜひ下記までお問い合わせください。お待ちしております♪

【お問い合わせ先】 奈半利町役場 地域振興課 Tel0887-38-8182

犬・猫の飼い方マナー・ルールについて

◆誰からも愛されるペットに

飼い主がペットと楽しく暮らしていても、どこかで、誰かに迷惑をかけていたら正しい飼い方とは言えません。

中には動物の嫌いな人、苦手な人、動物にアレルギーを持つ人もいます。そのような人にも動物についてきちんと理解が得られ、人も動物も暮らしやすくなるように、ルールとマナーを守り、最後まで責任を持って飼いましょう。

◆野良猫に餌を与えないで

餌を与えるだけの管理は、飼い主不明の猫が集まり、子猫が生まれ、結果として野良猫が増えてしまいます。そして庭やゴミ荒らし、糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。

住民のすべてが猫好きであるとは限りません。今まで猫に対して特別な感情を持っていなかった人も、猫による被害を受けて嫌いになってしまうこともあります。

最後まで責任を持って飼う意思がないのであれば、野良猫に餌を与えることは絶対にやめてください。

◆糞尿はきちんと処理する

犬を散歩させるときは、自宅で糞尿を済ませてから散歩に出かけましょう。

散歩の途中で排せつした場合は、そのまま放置せず、糞は袋に入れて持ち帰り、尿は水できれいに流しましょう。

猫は自宅室内の決まった場所で排せつするように「しつけ」しましょう。

◆猫は室内で飼育する

交通事故や失踪、望まない妊娠、糞尿などの衛生面、ご近所トラブルなどを防ぐため、自宅屋内で飼うようにしましょう。

◆ペットは捨てない

動物を捨てることは法律で禁止されています。最後まで責任を持って飼い、もし飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

◆不妊・去勢手術について

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫を飼うことができない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

～みなさまのご理解とご協力をお願いします～



奈半利町 インフルエンザ予防接種



奈半利町にお住まいの

65歳以上の方は、**自己負担なく**

インフルエンザ予防接種ができます。(1回のみ)

- * 60歳～64歳で心臓や腎臓などの内部疾患で障害等1級か同程度として医師の診断で確認できる方も対象となります。
- * 免除を受けるためには、**自己負担金免除証明書**が必要です。**接種する前に役場で申請**をしてください。申請には**印鑑**が必要です。



●実施期間：令和3年10月1日～令和3年12月31日

●特に高齢者の方はインフルエンザにかかると重症化しやすい傾向にあります。

奈半利町にお住まいの1歳～64歳の方は、
インフルエンザ予防接種費用のうち2,000円の補助が受けられます(1回のみ)。



- * 接種期間：令和3年10月1日～令和3年12月末日（この期間内に接種したものに限りです）
- * インフルエンザ予防接種実施後、領収書(原本)を添えて令和4年3月末までに役場へ補助申請をしてください。
- 振込先の登録が必要です。通帳、印鑑をお持ちください。
- * 領収書には、①接種日②接種者の氏名③医療機関名④医療機関の領収印⑤但し書き「インフルエンザ予防接種代」の記入が必要です。
- * 集団生活では、蔓延する前の予防が大切です。



奈半利町住民福祉課 ☎38-8181

夜間中学の生徒を募集します!

- ★内 容 令和3年4月に高知県立高知国際中学校夜間学級(夜間中学)が開設されました。中学校の卒業資格がほしい方、もう一度中学校の学習を学び直したい方のための、高知県初の公立中学校夜間学級です。
学校の場所は、JR高知駅から徒歩約8分(高知市新本町)の所です。
10月1日から、令和4年4月に入学する生徒の募集を開始します。
- ★対 象 高知県内にお住まいの義務教育の年齢を超えた方で、国籍にかかわらず、3年間続けて通学できる方のうち
 - ・小学校や中学校を卒業していない方
 - ・中学校を卒業した方のうち、不登校や病気等の理由で十分学校に通えなかった方
- ★募集期間 令和3年10月1日(金)～令和3年12月3日(金)
- ★募集案内・配布場所
お住まいの市町村(学校組合)教育委員会、高知県教育委員会事務局高等学校課
高知国際中学校夜間学級 ※高知県教育委員会のホームページからダウンロードもできます。

高知県 夜間中学 検索



- ★入学希望申請書提出方法
募集案内配布場所に持参・郵送

●問い合わせ先

高知県教育委員会事務局 高等学校課 電話:088-821-4907
メールアドレス:311701@ken.pref.kochi.lg.jp
住所:〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

奈半利町の補助制度実施について

○感震ブレーカー購入等補助金

奈半利町では、南海トラフ地震などの発災時における電気火災を防ぐために、【感震ブレーカー】を設置する世帯に対して次の補助制度を実施しています。

・対象世帯：奈半利町に住所を有する世帯

一般財団法人日本消防設備安全センター推奨物品の感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入及び設置に要する費用に対して補助金を交付いたします。

補助金の額は、一世帯につき 5,000 円が上限となります。

当補助制度は1世帯につき1回限りとし、設置数は1世帯2箇所まで

○奈半利町防災士育成事業補助金

地域防災の担い手の育成を促進し地域防災力の向上を目指し、防災士の資格を取得しようとする方に奈半利町では補助を行っています。

上限は 8,000 円で基本無料で資格を取得することができますので、ぜひご活用ください。

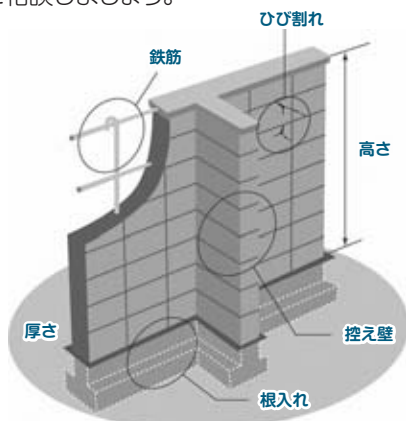
詳細については、奈半利町役場総務課まで (38-4011)

ブロック塀を点検しましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故がありました。国土交通省において、ブロック塀の安全対策のためのチェックポイントを作成しましたので、塀の所有者はこれを参考に、ブロック塀の安全点検に取り組むようにお願いします。

ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～6をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会
2013.1より一部改

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。
＜専門家に相談しましょう＞

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
＜専門家に相談しましょう＞
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。
(塀の高さが1.2m超の場合)

点検の結果、危険性が確認された場合は、建築士や専門業者に相談し、速やかに付近通行者への注意表示、補修、撤去等の対応をお願いします。

(また、避難路に面した危険性のあるブロック塀の撤去等については、補助制度があります。)

令和3年度 自衛官等採用案内

資料請求



- ★多様な職種は、陸上・海上・航空自衛隊で約96種類
- ★休日・休暇は、年間あわせて約120日
- ★食事・光熱水費無料、基地・駐屯地内の医務室等での医療費無料
- ★年1回の昇給、ボーナスは年間2回

お知らせ

募集種目	資格	受付期間・試験日	備考
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	7月1日～9月6日 1次試験 9月18日	部隊の中核を担う「曹」を養成するコース 初年度収入：約270万円～
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者	年間を通じて実施 学科試験 9月18日 口述等 9月23日～25日 (いずれか1日)	任期制隊員コース 任期終了後、民間企業への就職や継続して「曹」へ進むことも可能です。 初年度収入：約260万円～

※自衛官候補生の試験は、上記のほか、7月及び10月～3月の各月1回実施予定です。

募集種目	資格	受付期間・試験日	備考
航空学生	海自 18歳以上23歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	7月1日～9月9日 1次試験 9月20日	航空自衛隊・海上自衛隊のパイロット等を養成するコース。 高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。
	航自 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)		
防衛大学校学生	推薦 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	9月5日～10日 試験 9月25日・26日	自衛隊のリーダーとなる幹部自衛官を養成します。一般大学と同様に4年間の教育を受け、学士の学位を取得可能です。
	総合選抜 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	9月5日～10日 1次試験 9月25日	
	一般 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	7月1日～10月27日 1次試験 11月6日・7日	
防衛医科大学校 医学科学生	18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	7月1日～10月13日 1次試験 10月23日	6年間で医師の幹部自衛官を養成するコース 学生手当 月額117,000円支給 入学金・授業料の納入なし
防衛医科大学校 看護学科学生	18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)	7月1日～10月6日 1次試験 10月16日	4年間で看護師・保健師を養成するコース 学生手当 月額117,000円支給 入学金・授業料の納入なし

☆状況により、試験日が変更される場合があります。

☆詳しくは、自衛隊高知地方協力本部のホームページをご覧ください。
自衛隊高知地方協力本部 安芸地域事務所までご連絡ください。

TEL 0887-35-2749 E-mail kochi.pco.aki@rct.gsdf.mod.go.jp

全国地域安全運動 10月11日(月)～10月20日(水)

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、全国一斉に実施される「全国地域安全運動」。

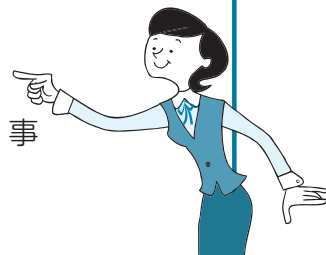
この期間中、安芸地区地域安全協会と安芸警察署では、地域安全推進員をはじめとする地域の防犯団体等と連携して

「みんなで つくろう 安心の街」

をスローガンに、地域安全運動を推進します。

皆さんもこの期間に、地域の安全や家庭の防犯について確認しあい、事件・事故のない安心安全な街づくり・家庭づくりに取り組みましょう。

●安芸地区地域安全協会・安芸警察署



ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

ハロウィンジャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円
9月22日(水) 2種類同時発売!

発売期間 9/22(水)～10/22(金)

公益財団法人高知県市町村振興協会

早朝より 一人で巡る 墓参り	奈半利川 ゆったり流れ 夏映す	にぎやかに 秋の風鈴 鎮まりぬ	敗戦忌 十二の項を 想ひ居り	白蓮や 花弁重なり 薄みどり	つゆ草
いさみ	ちえ	さち子	つね子	セツ子	

竹崎 禎倫	山下 明夫	岡村 末男	西崎 時子	田淵登志夫	氏名
R 3・8・17	R 3・7・28	R 3・7・27	R 3・7・21	R 3・5・24	死亡年月日
男	男	男	女	男	性別
80	78	77	90	81	年齢
平松	二区	立町	二区	七区	地区名



お悔やみ



★謹んで
お悔やみ申し上げます



図書新聞

9月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙12097-2

OPEN 9時～17時

毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので
ご注意ください。



読書の秋がやってまいりましたね。最近では、小説の中にもコロナ禍という状況が背景として出てくるようになりました。その一つが、今回芥川賞を受賞した、石沢麻依さんの「貝に続く場所にて」です。両賞に2作品ずつ選ばれたのは10年ぶりだそうです。

図書室では、これら受賞作品や、皆様からのリクエスト等を、2カ月ごとに購入しています。こちらには予定本として一部を掲載していますが、実際に入庫した本の一覧は、図書室内に掲示しております。また、奈半利町のホームページからもご覧いただけますよ。

第165回

直木賞 ・ テスカトリポカ／佐藤 究

・ 星落ちて、なお／澤田瞳子

芥川賞 ・ 貝に続く場所にて／石沢麻依
・ 彼岸花が咲く島／李琴峰

9月入庫予定本

小説(単行本)

- 受賞本4冊
- みとりねこ／有川ひろ
- 兇人邸の殺人／今村昌弘
- 変な家／雨穴

- ロータスコンフィデンシャル／今野敏
- 能面検事の奮迅／中山七里
- 婿どの相逢席／西條奈加
- 霧をはらう／雫井脩介

硝子の塔の殺人

／知念実希人

もういちど

／畠中恵

ミラーワールド／榎月美智子
などなど

小説(文庫本)

怪談喫茶ニライカナイ

／蒼月海里

木曜日にはココアを

／青山美智子

永久囚人―警視庁文書捜査官／麻見和史

炎天夢―東京湾臨海署安積班／今野敏

めだか、太平洋を往け

／重松清

あきない世傳 金と銀⑪

／高田郁

護られなかった者たちへ

／中山七里

泣くな研修医②③

／中山祐次郎

ぼくたちの家族／早見和真

警視庁極秘捜査班シリーズ

／南英男

余命3000文字

／村崎暁諦

などなど

その他

九十八歳。戦いやまず日は暮れず／佐藤愛子

南の風に誘われて／椎名誠

大人も知らない?ふしぎ現象事典

ヒマラヤ大聖者の「手放す」言葉

1%の努力／ひろゆき

よけいなひと言を好かれるセリフに変える

働く人のための言いかえ図鑑

すぐすぎる天気図鑑

30歳から始めるメディカルハーブ快眠術

四万十の流れのように生きて死ぬ

／小笠原望

どんどん弾ける!スタジオジブリ20

などなど

こども

かいけつゾロリのゾワゾワクゾクようかいまつり

鬼滅の刃―遊郭潜入大作戦編

絶滅世界②

霧島くんは普通じゃない

③

三国志 10歳までに読みたい世界名作

3分後にゾツとする話

世界怪物記

防災のサバイバル

山火事のサバイバル①

あんなにあんなに

／ヨシタケシンスケ
などなど

腸活してみませんか！！

腸活って？

腸内環境を整え、きれいで健康な腸を保つための活動を行うことです



こんにちは
ヘルスマイトです

腸活するといいこといっぱい！！

快便でお腹すっきり



免疫力アップ (病気や体調不良を防ぐ)



大腸がんのリスクを下げる



肌の調子がよくなる



健康寿命が延びる



腸活に効果のある食材

発酵食品

みそ・キムチ・しょうゆ・漬物・納豆・ヨーグルト・チーズなど



食物繊維

豆類・海藻・きのこ・野菜など



オリゴ糖

大豆などの豆類・たまねぎ・ねぎ・ごぼう・にんにく・アスパラガス・ブロッコリー・カリフラワー・アボカド・バナナなど



油

オリーブ油・アマニ油・えごま油



水分

1日約1.5ℓを目安にとりましょう



オリゴ糖

熱や酸に強いオリゴ糖。体内で善玉菌のエサとなり、繁殖を促進します。

水溶性食物繊維

水に溶けやすい食物繊維。悪い影響を及ぼす悪玉菌を減らす働きがあります。

発酵食品

植物性乳酸菌は、悪玉菌を減らす働きがあります。動物性乳酸菌は、善玉菌を増やす働きがあります。

効果のある食材を摂ることも大切ですが、基本的には栄養素が偏らないようにバランスよく食べましょう。



食べ方と調理の工夫

★「主食・主菜・副菜」をそろえて、3食規則正しく食べて腸のリズムを整える

腸が最も動く「大蠕動」が起こるのは、朝食後。排便リズムをつくり、腸の健康のためには、朝食が不可欠です。

★油の摂りすぎ、摂らなすぎもダメ

適度な量の油は、便のすべりをよくするために必要ですが、摂りすぎは肥満の原因になります。

揚げ物の頻度を減らしたり、衣は目の細かいパン粉を使うなどして、油の吸いすぎにならないよう調理する時に工夫しましょう。

★魚を食べる回数を増やす

大腸がん予防のためにも、肉は1日80gを目安に。一方、魚などに含まれる油(オメガ3脂肪酸)には、腸の働きをよくし、血液をサラサラにする効果があります。魚を食べる回数を増やしましょう。

★野菜は1日350g以上を目安に摂りましょう

食物繊維の摂取はまず野菜から。特に量が多いのは根菜類ですが、加熱してかさが減る青菜類も意外と簡単に量がとれます。様々な食材から意識してとりましょう。

おすすめ簡単腸活レシピ はちみつバナナヨーグルト



無糖のヨーグルトにバナナとはちみつを組み合わせただけのとても簡単なレシピ。忙しい日の朝食におすすめです。

材料 (1人分)

ヨーグルト(無糖) … 1カップ(200cc)
バナナ…………… 1本
はちみつ…………… 大さじ1

作り方

- 1 バナナを1口大にカットする。
- 2 器にヨーグルト、バナナ、はちみつを盛り付けて出来上がり。

発酵食品であるヨーグルトは無糖のを選び、オリゴ糖が摂れるはちみつで甘みを足して、オリゴ糖だけではなく食物繊維も豊富なバナナを組み合わせ、効率よく腸活ができる一品です。